

○信濃町鉄道通学定期運賃補助金交付要綱

平成27年3月23日信濃町告示第20号

改正

平成28年3月28日告示第30号

令和3年12月28日告示第99号

信濃町鉄道通学定期運賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北陸新幹線長野・金沢間開業に伴い経営分離となる北しなの線（長野・妙高高原間）及び妙高はねうまライン（妙高高原・直江津間）を通学のために利用する高校生の保護者に対し、通学定期運賃の負担軽減を図るため、補助金を交付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）（以下「高校等」という。）に通学する20歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の規定による保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、信濃町に居住し、通学のために北しなの線又は妙高はねうまラインを利用する高校生の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 信濃町母子家庭等児童高等学校通学費補助金（平成13年信濃町要綱第24号）の交付を受ける者
- (2) 前号のほか当該通学定期運賃に対して他の補助金の交付を受ける者

(補助金の額及び補助期間)

第4条 補助金の額は、当該高校生が町内から通学する高校等までの新幹線を除く全区間の鉄道路線の通学定期運賃の合計額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 補助の期間は、高校等に在学する期間を限度とする。ただし、紛失等により通学定期券を再購入したときは、同一路線で重複する期間は除くものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、信濃町鉄道通学定期運賃補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の申請書に次の関係書類を添付するものとする。

- (1) 在学証明書又は学生証の写し

(2) 購入した通学定期券の写し

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、信濃町鉄道通学定期運賃補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、信濃町鉄道通学定期運賃補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

2 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、信濃町鉄道通学定期運賃補助金取消決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成27年3月14日から適用する。

(平成27年3月14日以前からの通学定期券の補助金額の算出)

2 平成27年3月14日（以下「適用日」という。）以前から引き続き適用日以後も有効な通学定期券については、適用日を起算日として日割りで算出する。

附 則（平成28年3月28日告示第30号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日告示第99号）

この要綱は、告示の日から施行する。